

議案第 68 号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 26 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地域協働及び生涯学習に関する各施策と各支所事業との更なる連携強化による効率的効果的な協働のまちづくり施策の展開並びに財務、総務及び政策の統括調整部門の統合による組織の高機能化の推進等を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例

朝来市行政組織条例（平成 17 年朝来市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務部 「まちづくり協働部  
市民文化部 」を 市民生活部 」に改める。

第 2 条市長公室の項第 8 号から第 11 号までを次のように改める。

- (8) 情報公開及び保護に関すること。
- (9) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。
- (10) 文書及び例規に関すること。
- (11) 職員に関すること。

第 2 条市長公室の項に次の 5 号を加える。

- (12) 財政に関すること。
- (13) 市有財産に関すること。
- (14) 情報施策の企画及び総合調整に関すること。
- (15) 総合教育会議に関すること。
- (16) 他の部の所管に属さないこと。

第 2 条総務部の項を次のように改める。

まちづくり協働部

- (1) 地域振興及び地域づくりに関すること。
- (2) 地域協働及び生涯学習諸施策等に係る関係部署の連携に関すること。
- (3) 和田山地域の振興に関すること。
- (4) 芸術文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

第 2 条市民文化部の項を次のように改める。

市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 埋火葬の許可に関すること。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 人権に関すること。
- (8) 共同参画に関すること。
- (9) 消費生活に関すること。
- (10) ケーブルテレビ事業に関すること。

第 2 条産業振興部の項第 3 号を次のように改める。

- (3) 商工業に関すること。

第 2 条産業振興部の項に次の 2 号を加える。

- (4) 労働行政に関すること。
- (5) 企業誘致及び支援に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
(朝来市報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 朝来市報酬等審議会条例（平成 17 年朝来市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「総務部」を「市長公室」に改める。  
(朝来市文化会館運営委員会条例の一部改正)
- 3 朝来市文化会館運営委員会条例（平成 17 年朝来市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。  
第 9 条中「市民文化部」を「まちづくり協働部」に改める。  
(朝来市環境審議会条例の一部改正)
- 4 朝来市環境審議会条例（平成 17 年朝来市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。  
第 11 条中「市民文化部」を「市民生活部」に改める。  
(朝来市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 5 朝来市スポーツ推進審議会条例（平成 27 年朝来市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条中「市民文化部」を「まちづくり協働部」に改める。  
(朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)
- 6 朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例（平成 28 年朝来市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。  
第 11 条中「総務部」を「市長公室」に改める。

# 議案第68号資料

## 朝来市行政組織条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、室及び部（以下「部」という。）を置く。</p> <p>市長公室 危機管理室 <u>総務部</u> <u>市民文化部</u> 健康福祉部 産業振興部 都市整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 地域振興及び地域づくりに関すること。</u></p> <p><u>(9) 商工業に関すること。</u></p> <p><u>(10) 労働行政に関すること。</u></p> <p><u>(11) 企業誘致及び支援に関すること。</u></p> <p>危機管理室</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>(1) ケーブルテレビ事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 情報公開及び保護に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、室及び部（以下「部」という。）を置く。</p> <p>市長公室 危機管理室 <u>まちづくり協働部</u> <u>市民生活部</u> 健康福祉部 産業振興部 都市整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 情報公開及び保護に関すること。</u></p> <p><u>(9) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。</u></p> <p><u>(10) 文書及び例規に関すること。</u></p> <p><u>(11) 職員に関すること。</u></p> <p><u>(12) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(13) 市有財産に関すること。</u></p> <p><u>(14) 情報施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(15) 総合教育会議に関すること。</u></p> <p><u>(16) 他の部の所管に属さないこと。</u></p> <p>危機管理室</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>まちづくり協働部</u></p> <p><u>(1) 地域振興及び地域づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域協働及び生涯学習諸施策等に係る関係部署の連携に関すること。</u></p>

(3) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。

(4) 文書及び例規に関すること。

(5) 職員に関すること。

(6) 財政に関すること。

(7) 市有財産に関すること。

(8) 情報施策の企画及び推進に関すること。

(9) 総合教育会議に関すること。

(10) 他部の所管に属さないこと。

#### 市民文化部

(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(2) 埋火葬の許可に関すること。

(3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(4) 一般廃棄物処理に関すること。

(5) 環境保全に関すること。

(6) 市税に関すること。

(7) 人権に関すること。

(8) 共同参画に関すること。

(9) 消費生活に関すること。

(10) 和田山地域の振興に関すること。

(11) 芸術文化施策の推進に関すること。

(12) 生涯学習に関すること。

(13) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

#### 健康福祉部

(1)～(3) (略)

#### 産業振興部

(1)～(2) (略)

(3) 竹田城跡を生かしたまちづくりの総合調整に関すること。

#### 都市整備部

(1)～(8) (略)

(3) 和田山地域の振興に関すること。

(4) 芸術文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

(5) 生涯学習に関すること。

(6) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

#### 市民生活部

(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(2) 埋火葬の許可に関すること。

(3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(4) 一般廃棄物処理に関すること。

(5) 環境保全に関すること。

(6) 市税に関すること。

(7) 人権に関すること。

(8) 共同参画に関すること。

(9) 消費生活に関すること。

(10) ケーブルテレビ事業に関すること。

#### 健康福祉部

(1)～(3) (略)

#### 産業振興部

(1)～(2) (略)

(3) 商工業に関すること。

(4) 労働行政に関すること。

(5) 企業誘致及び支援に関すること。

#### 都市整備部

(1)～(8) (略)

### 附則第2項関係 朝来市報酬等審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> 総務課において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>市長公室</u> 総務課において処理する。

### 附則第3項関係 朝来市文化会館運営委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 芸術文化課において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>まちづくり協働部</u> 芸術文化課において処理する。

### 附則第4項関係 朝来市環境審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第11条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 市民課が行う。	(庶務) 第11条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民課が行う。

### 附則第5項関係 朝来市スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 生涯学習課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり協働部</u> 生涯学習課において処理する。

### 附則第6項関係 朝来市いじめ問題対応委員会及び朝来市いじめ問題再調査委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第11条 再調査委員会の庶務は、 <u>総務部</u> 総務課において処理する。	(庶務) 第11条 再調査委員会の庶務は、 <u>市長公室</u> 総務課において処理する。

# 朝来市組織図比較表

平成30年度		平成31年度	
生野支所	地域振興課	市長公室	秘書広報課
山東支所	地域振興課		総合政策課
朝来支所	地域振興課		総務課
			選挙管理委員会事務局
市長公室	秘書広報課 総合政策課 経済振興課		財務課
危機管理室	防災安全課	危機管理室	防災安全課
総務部	総務課 選挙管理委員会事務局 財務課 ケーブルテレビセンター	まちづくり協働部	市民協働課
市民文化部	市民課 税務課 人権推進課 和田山地域振興課 生涯学習課 芸術文化課		生野支所
			山東支所
			朝来支所
			和田山地域振興課
		生涯学習課	
健康福祉部(福祉事務所)	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 地域医療・健康課		芸術文化課
健康福祉部(福祉事務所)	社会福祉課 高年福祉課 地域医療・健康課	市民生活部	市民課
産業振興部	農林振興課 観光交流課		税務課
			人権推進課
都市整備部	建設課 都市開発課 地籍調査課 上下水道課		ケーブルテレビセンター
会計管理者	会計課	健康福祉部(福祉事務所)	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 地域医療・健康課
議会事務局		産業振興部	農林振興課 観光交流課 経済振興課 農業委員会事務局
教育委員会事務局	学校教育課 こども育成課 文化財課 学校給食センター	都市整備部	建設課 都市開発課 地籍調査課 上下水道課
行政委員会事務局	監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局	会計管理者	会計課
農業委員会事務局		議会事務局	
		教育委員会事務局	学校教育課 こども育成課 文化財課 学校給食センター
		行政委員会事務局	監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局